



広報

こじ

5月
(No.110)

■ 発行 / 越路町役場 (新潟県三島郡越路町) TEL 越路 (02589) 2-3111 ■ 印刷 / 大川印刷所

始まつた
農作業

数年来の豪雪で、雪消えもおそかつたが、ようやくうららかな日が続き水もぬるみ、農家はいっぺんに忙がしくなってきました。

今年も豊作を願い塩水選が四月七日頃からあちこちでおこなわれていました。小雨降る中で「おばあさん」も腰を曲げながら一役かってのお手伝い。はだ寒いせいか両手を赤くして、ていねいに種籽を袋に入れていました。

(四月十日浦で)

今月の主な内容

- ▼ 昭和四十九年成人式
- ▼ 越路町総合計画の基本構想決定
- ▼ 町の木に「桐」が決定
- ▼ 議会だより
- ▼ 中小企業の設備近代化資金
- ▼ 農業雇用等の標準賃金
- ▼ し尿浄化槽を設置される方へ

町の人口

住民基本台帳人口 (3月末日現在)		
	前月比	
世帯数	3,034戸	-1
人口	13,669人	-91
内訳	男 6,658人	-46
	女 7,011人	-45

し尿浄化槽を設置される方へ

住宅等の新築や改築で、し尿浄化槽を設置する場合は、保健所へ届け出なければなりません。

無届けでし尿浄化槽を設置する罰せられことがありますので

ご注意ください。

し尿浄化槽の設置については次のような注意が必要です。

一、放流先が排水や河川の場合は、その管理者の承諾書が必要になります。道路の側溝には放流できません。

二、処理方法が、地下ちん漏の場合は近くに(約半径一〇〇メートル以内)地下飲料水を使用しないこと。

くわしくは役場町民課へお問い合わせください。

し尿浄化槽は、生活環境を快適にし衛生的であることから普及が増大しています。

しかし正しい管理をしないと臭気の発生や放流される水が悪くなっています。

し尿浄化槽の維持管理は、浄化槽管理士に委託してください。

浄化槽は複雑な構造です。一般の方々の管理には限界があり、不十分となります。そこで技術者で十分となります。そこで技術者である浄化槽管理士に管理の委託を使いましょう。

浄化槽の紹介は役場町民課衛生係で行っています。

○放流水の検査は年二回以上受けましょう。

浄化槽の放流検査を年に二回以上受けれるよう設置者に義務づけられています。これは浄化槽の管理機能が正常にはたらいているかを知る大切な検査です。必ず受けましょう。

○浄化槽の清掃は年一回受けましょう。

浄化槽の放流検査を年に二回以上受けれるよう設置者に義務づけられています。これは浄化槽の管理機能が正常にはたらいているかを知る大切な検査です。必ず受けましょう。

し尿浄化槽は、生活環境を快適にし衛生的であることから普及が増大しています。

しかし正しい管理をしないと臭気の発生や放流される水が悪くなっています。

し尿浄化槽は、生活環境を快適にし衛生的であることから普及が増大しています。

しかし正しい管理をしないと臭気の発生や放流される水が悪くなっています。

し尿浄化槽は、生活環境を快適にし衛生的であることから普及が増大しています。

必ず行ってください。
浄化槽のはたらきを良くするため、個々の機能の状態に応じた清掃を行ななければなりません。少なくとも年一回は必ず行ってください。

五月から印紙税が変りました

印紙税の税額が変りましたので、その主な改正点をお知らせします。

忘れずに受けけて下さい

<p

